

第4次
野生鳥獣管理対策アクションプログラム
(令和4年度～令和7年度)

静岡県鳥獣管理対策推進本部

【はじめに】

【野生鳥獣を取り巻く現状と課題】

元来、人と野生鳥獣は、共存する関係にある。しかし、近年、中山間地域の過疎化・高齢化による里地里山の荒廃や、狩猟者の減少・高齢化により、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣の個体数が急速に増加又は生息分布が拡大している。その結果、自然生態系への影響や、農林水産業や生活環境への被害が深刻な状況となっており、野生鳥獣と人とのあつれきが増加している。

このため、人と野生鳥獣との共存に向けて、生息状況や被害実態を把握した上で、計画的に野生鳥獣の保護・管理を進めていくことが求められている。

また、南アルプスにおけるニホンジカの過度な採食圧による高山植物の絶滅や、浜名湖周辺におけるニホンジカの侵入によるミカン農家の被害拡大等も危惧されている。

県は、生物多様性に恵まれた理想郷“ふじのくに”を目指しており、野生鳥獣の保護管理と里地里山の保全管理により、多様な生物が生きる生態系を確実に守るとともに、環境・経済・社会の調和を図ることにより、持続可能な社会を実現し、国連総会で採択されたSDGsへの貢献が求められている。

【これまでの取り組み】

本県では、「農林水産業等被害の軽減」や「棲み分けによる人と野生鳥獣の共存」等を目的に、平成23年度にはじめて「野生鳥獣被害アクションプログラム」を策定した。その後、県総合計画に合わせて、アクションプログラムを策定し、野生鳥獣の生息環境対策や、被害の予防・軽減対策、捕獲対策等に緊急に取り組むことにより農林水産物や生態系への被害を防止し、野生鳥獣との調和を図ってきた。(表1)

表1 主な野生鳥獣の捕獲(狩猟+有害鳥獣捕獲+管理捕獲)の推移

(単位:頭)

年度	H21	H28	H29	H30	R元	R2
ニホンジカ	8,007	19,407	23,597	20,988	22,551	28,410
イノシシ	8,284	15,097	13,528	15,204	16,105	13,417

この結果、農林業被害額は、平成21年度をピークに減少傾向となり、令和2年度ではピーク時の約5割まで減少しているが、依然として被害額は高止まりしている。(表2)

表2 野生鳥獣による農林産物等被害額の推移

(単位:百万円)

年度	H21	H28	H29	H30	R元	R2
被害額実績	696	419	326	318	305	309

注1) 農作物被害は、農林水産省「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」に基づき集計

注2) 林産物被害のうち、キノコ類は、特用林産物生産統計調査(林野)による

【第4次野生鳥獣管理対策アクションプログラムの概要】

被害対策はもとより、生物多様性の確保等に重点を置くため、「緊急対策」から「管理対策」を主軸とする「第4次野生鳥獣管理対策アクションプログラム(令和4年度～7年度)」を策定し、部局を横断した総合的・効果的な野生鳥獣管理対策を図る。

1 基本方針

(1) 長期目標(目指す姿)

当プログラムでは、人と野生鳥獣が、共存する関係を構築することで、生物多様性の確保と環境・経済・社会の調和を図り、SDGs に貢献することを目標とする。

しかし、依然として生態系への影響や農林水産業への被害が大きいことから、当面は、捕獲と被害防止対策等を推進し、野生鳥獣による自然生態系や農林水産業の被害の軽減を図り、人と野生鳥獣との共存の実現を目指していく。

(2) 短期目標(基本目標)

ア 生態系への影響軽減

生息密度の高い状況が続き自然植生等への影響が深刻化しているニホンジカは、第二種特定鳥獣管理計画(第5期、R4～8)に基づき、環境省が策定した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編)」で示した生息密度(自然植生にあまり目立った影響が出ない密度(3～5頭/km²))まで減少させる。このため、密度の高い伊豆・富土地域における令和8年度末のニホンジカの推定生息頭数を伊豆は4,600頭、富士は2,400頭とした上で、県による管理捕獲の目標頭数達成率を、毎年度100%以上とする。(表3、表4)

なお、富士川以西については、生息情報不足の区域が多く、分布面積の推定が困難なため、推定生息頭数の目標値及び県による管理捕獲目標頭数は、設定しない。

表3 伊豆・富土地域のニホンジカ推定頭数の目標

(単位:頭)

地域	現状値(令和2年度末)	目標値(令和8年度末)
伊豆	約 29,100	4,600
富士	約 16,300	2,400

注) 現状値は、「第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ第5期)」策定時の推定生息頭数

表4 伊豆・富士地域における県によるニホンジカの管理捕獲目標頭数

(単位:頭)

地域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
伊豆	9,100	令和5年度以降の管理捕獲目標頭数は、毎年度実施する「捕獲頭数に基づくベイズ推定法による生息頭数」の結果を踏まえ、前年度中に設定。		
富士	4,350			
合計	13,450			

(参考) 伊豆・富士地域のニホンジカ推定頭数の目標達成までの捕獲(狩猟+有害鳥獣捕獲+管理捕獲)頭数シュミレーション

(単位:頭)

地域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
伊豆	15,950	15,950	10,350	6,750
富士	7,650	7,650	7,650	7,650
合計	23,600	23,600	18,000	14,400

このほか、イノシシ等他の加害種については、個体数の年変動が大きく、生息密度や個体数を推定する実用的な方法が確立していないため、個体数ではなく、農林産物被害の軽減を目標とする。

イ 農林業被害額の軽減

目標年度である令和7年度の野生鳥獣による農林産物の被害額を、平成30年度から令和2年度の減少トレンドにより、2億8,000万円とする。(表5)

表5 野生鳥獣による農林産物等被害額の目標

(単位:百万円)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被害額目標	300	293	286	280

なお、カワウは、被害を与えている個体数が不明で、アユやウナギ等水産物の被害額が推定できないので、被害地域に飛来するカワウの個体数減少を目指し、令和2年度の捕獲個体数の5割増を目標とする。

現状値(R2) 年間約1,000羽 ⇒ 目標値(R7) 年間1,500羽

2 取組方針

(1) 捕獲の推進と利活用支援

生態系に深刻な影響を及ぼしているニホンジカは、目標とする生息密度まで個体数を削減するため、引き続き捕獲を推進する。また、農林水産業への被害を削減させるため、市町が策定する被害防止計画に掲載するイノシシやカワウ等の加害種は、被害地周辺等での加害個体の捕獲を促進する。

さらに、捕獲個体を地域資源として食肉等に利用する等、捕獲後の利活用にも支援する。

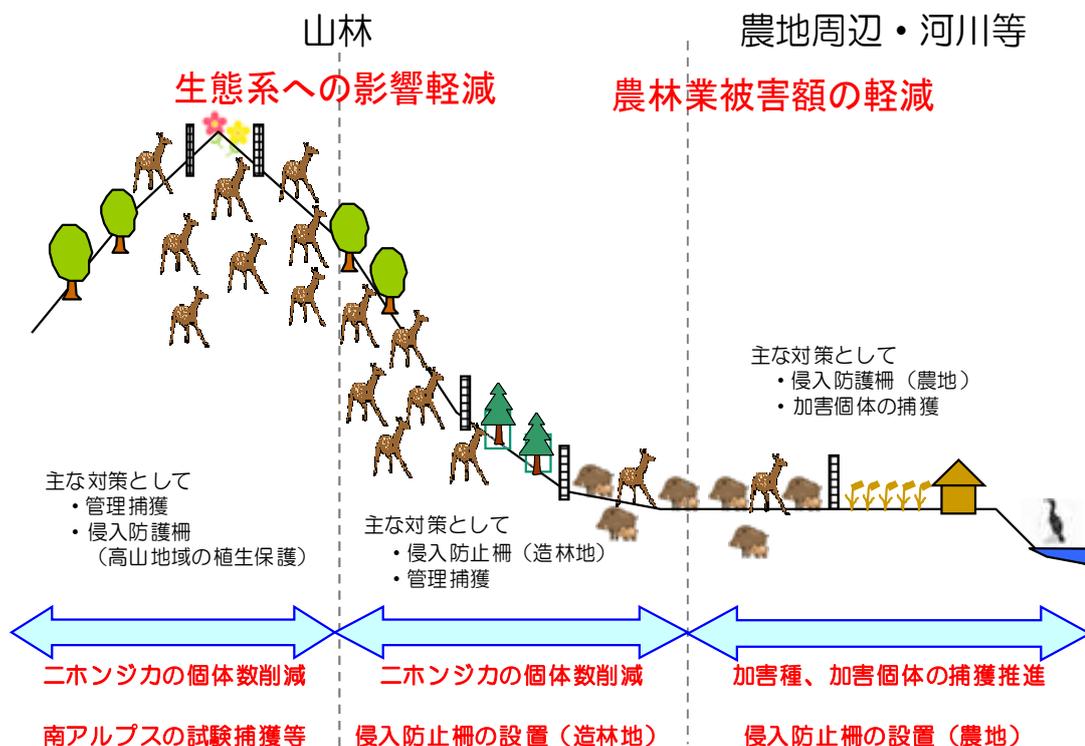
(2) 被害地等での被害防止対策の推進

生息・実態被害の調査・分析に基づき、加害種に有効な侵入防止柵の設置を図るとともに、野生鳥獣の分布の拡大や個体数の増加を防ぐなど鳥獣被害に強い地域づくりを推進する。

(3) 管理対策の実効性確保

生態系への影響軽減と農林水産業に対する被害の削減に向けて、狩猟者の高齢化が進んでいるため、担い手の確保・育成を図るとともに、被害の実態把握から捕獲、防除に係る技術などの開発・実証等に取り組むことで、捕獲と被害防止対策を確実に実施する。

野生鳥獣管理対策のイメージ



3 対策

(1) 捕獲の推進と利活用支援

ア ニホンジカの個体数削減：環境局

・(重点)「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく管理捕獲を推進

県内全域で生態系への影響や、野菜、稲、森林等への食害が著しく、個体数管理等の必要があるため、メスジカを優先的に捕獲して個体数の増加を抑制する。

伊豆地域では、依然として生息密度が高い場所があるほか、北側及び南側へ分布の拡大がみられ、富土地域では、冬期に著しく生息密度が高い場所があり、裾部への分布拡大がみられるため、継続して捕獲圧を強化する必要がある。このため、明確な生息頭数の減少傾向が見られた令和2年度の捕獲頭数を基数として、個体数管理を行う。

富士川以西地域では、局所的に生息密度が高い場所が見られるため、生息密度の高い区域を中心に捕獲を進める。

事業名：野生鳥獣緊急対策事業費【自然保護課】

(事業内容)

- ・ニホンジカの適正な管理のための捕獲の業務と実効性の確保に必要な以下の取組を行う。
 - デジタル技術を活用した捕獲技術の向上と体制の強化
 - ドローン画像データの活用による捕獲適地の選定
 - 生息密度の調査
 - 研修会の開催による捕獲の担い手の育成

・生息密度図等の活用による重点捕獲

ニホンジカの生息は、地域的な密度の濃淡があるため、生息密度図を活用して、捕獲を強化すべき地域を抽出し、より効率的、効果的に捕獲を推進する。

また、生息密度は高いが急峻な地形や道路から遠い、あるいは土地所有者の同意が得られにくいなど、捕獲作業が困難でこれまで捕獲が進んでいない箇所は、区域を指定し、認定鳥獣捕獲等事業者による管理捕獲を推進する。

・市町実施の被害防止目的の捕獲との連携

市町が実施する被害防止目的の捕獲強化を図るため、侵入防止柵等による対策と「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律(以下「鳥獣被害防止特措法」という。)」に基づく事業対象区域の捕獲を一体的に実施してニホンジカの被害防止を図る。(表6)

また、被害の著しい市町と「情報交換会」を開催し、生息・被害状況を共有するとともに、捕獲の場所や時期を調整することで、効果的な捕獲による捕獲頭数の増加を図る。

表6 捕獲についての実施体制のイメージ

区分	実施主体	管理目標
農用地から2～4kmよりも外側のエリア(シカの主要な生息域)	国、県、市町	3～5頭/km ² 以下
農用地から2～4kmよりも内側のエリア	市町	極力排除

事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金(緊急捕獲活動支援事業)【食と農の振興課】

(事業内容)

- ・各市町及び協議会に対し、被害を及ぼすニホンジカについて、確認方法に応じて、捕獲者に支払う経費等を、交付する。

獣種別	確認方法	上限単価/頭・羽
ニホンジカの成獣	食肉処理施設での搬入確認	9,000 円
	焼却施設等での搬入確認	8,000 円
	書類確認又は現地確認	7,000 円

・狩猟規制や許可捕獲の基準緩和

捕獲や被害防止対策を一層促進するため、「第13次鳥獣保護管理計画」に基づき、引き続き、狩猟期間を11月1日から3月15日までの期間とするとともに、くくりわなの径(12cm)規制の期間を解除し、捕獲圧の強化を図る。

また、ニホンジカが生息する全ての地域において、狩猟による捕獲頭数の制限を解除する。

イ 加害種・加害個体の捕獲推進(市町被害防止計画掲載種)

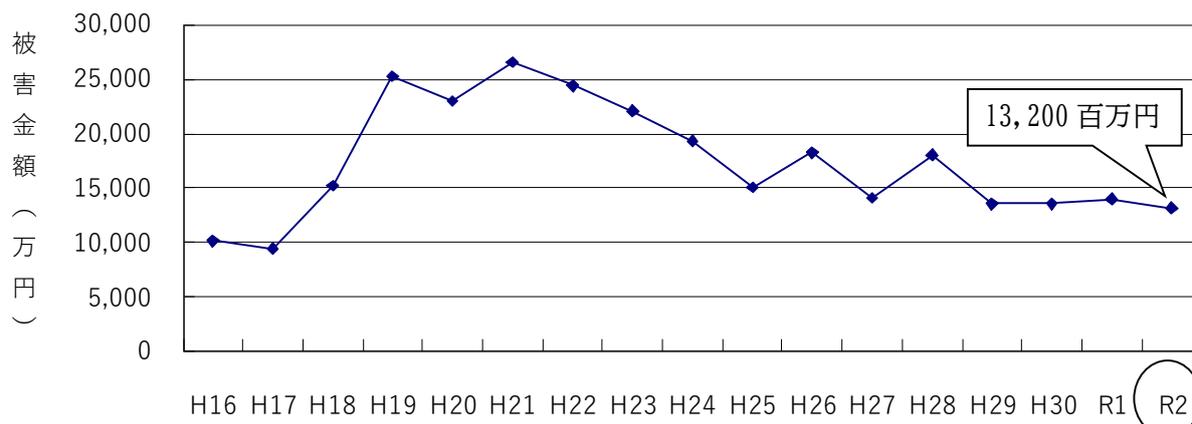
・鳥獣被害発生地周辺で加害個体の捕獲を推進:環境局、農業局、水産・海洋局

(ア) イノシシ

イノシシの被害は本県の農林業被害の被害額全体の約4割を占め、約1億3,200万円(令和2年度)にのぼっており、依然として深刻な状況が続いているため、「第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ第4期 R4~8)」に基づき、県、市町、関係団体及び農林業者が連携し、被害防止目的の捕獲(有害捕獲)及び狩猟による捕獲を実施し、農林産物被害の軽減に努める。(図1)

また、令和元年10月に県内で死亡野生イノシシの豚熱ウイルス感染が確認され、養豚農場への豚熱(CSF)ウイルス侵入リスクが高まっているため、捕獲した個体を適切かつ確実に処理するとともに、衣服や猟具、車両等に付着したウイルスを非意図的に感染確認区域外へ持ち出すことがないように、捕獲従事者及び狩猟者の防疫措置の実施について徹底する。

図1 イノシシによる農作物被害金額の推移



(農林水産省 野生鳥獣による農作物の被害状況報告による)

事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金(緊急捕獲活動支援事業)【食と農の振興課】

(事業内容)

- ・各市町及び協議会に対し、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣について、獣種や捕獲頭数に応じて、捕獲者に支払う経費等について、交付する。

獣種別	確認方法	上限単価/ 頭・羽
イノシシの成獣	食肉処理施設での搬入確認	9,000円
	焼却施設等での搬入確認	8,000円
	書類確認又は現地確認	7,000円
クマ、サル、カモシカの成獣	(書類確認又は現地確認)	8,000円
その他獣類(上記の幼獣を含む)	(書類確認又は現地確認)	1,000円
鳥類(卵の採取を含む)	(書類確認又は現地確認)	200円

(イ) カワウ

カワウの被害は、天竜川や狩野川等の県内河川でのアユの食害等により、内水面漁業に影響を与えており、個体群の維持と効果的な被害防除との両立を図る必要がある。このため、生息状況の継続的な把握に努めるとともに、加害個体については、市町や県内漁協による捕獲の取組を支援し、捕獲圧の強化を図る。

事業名：水産業活性化対策事業費補助金(カワウ食害防止対策事業・捕獲事業)【水産資源課】

(事業内容)

- ・市町並びに静岡県内水面漁業協同組合連合会及び漁業協同組合が行う銃器によるカワウ捕獲及び処分場等施設での処理に要する費用の一部を助成する。

(ウ) カモシカ

特別天然記念物であるニホンカモシカは、造林地等の植栽木の食害を防止するため、「第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ 第6期 R4～8)」に基づき、モニタリング調査により生息状況を把握し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護繁殖を促進するとともに、被害が発生している地域では、被害防止対策や加害個体の捕獲を進め、農林産物被害の軽減を図る。

(エ) ハクビシン、ニホンザル、タイワンリス等

市町における被害防止目的の捕獲の取組を支援するとともに、「第13次鳥獣保護管理事業計画」において被害防止目的の捕獲の許可基準を緩和し、加害個体に対する捕獲圧の強化を図る。

・狩猟規制や許可捕獲の基準緩和:環境局

ニホンジカ同様、「第13次鳥獣保護管理計画」に基づき、引き続き、イノシシの狩猟期間を11月1日から3月15日までの期間とするとともに、くくりわなの径(12cm)規制の期間を解除し、捕獲圧の強化を図る。

また、一部鳥獣について、被害発生状況に応じて航空機の安全に係る鳥獣捕獲許可基準の新設、鳥獣捕獲許可基準の数量・期間を緩和する。(表7)

表7 緩和する主な鳥獣

種名	12次計画	13次計画	備考
ムクドリ	3か月、600羽	3か月、600羽	(変更なし)
	—	<u>12か月、400羽</u>	航空機の安全(新設)
カワラバト (ドバト)	<u>3か月、600羽</u>	<u>6か月、600羽</u>	許可日数の上限の緩和
	12か月、400羽	12か月、400羽	航空機の安全(変更なし)
ニホンジカ	12か月、 <u>600頭</u>	12か月、 <u>700頭</u>	捕獲頭数の緩和
サル	<u>6か月、40頭</u>	<u>12か月、40頭</u>	許可日数の上限の緩和
キツネ	3か月、30頭	3か月、30頭	(変更なし)
	—	<u>12か月、20頭</u>	航空機の安全(新設)
アナグマ	<u>3か月、30頭</u>	<u>6か月、30頭</u>	許可日数の上限の緩和
	—	<u>12か月、20頭</u>	航空機の安全(新設)

・(新規)南アルプス高標高地でのニホンジカ試験捕獲:環境局

南アルプスの高山帯・亜高山帯ではニホンジカが進出しており、お花畑を餌場として利用し、深刻な被害が出ているため、食害地周辺(標高2,300～3,000m)で試験捕獲を行い、効率的な加害個体の削減を検討する。

事業名：南アルプス生態系保全事業(南アルプス食害地周辺でのニホンジカの試験捕獲)【自然保護課】

(事業内容)

・聖平においてくくりわな及び銃による試験捕獲を実施する。

・加害種の特定による効果的な捕獲を推進：環境局

個体数を確実に減らすため、食痕や足跡、糞といった痕跡の調査や自動撮影カメラ調査等により、事前に加害種を特定して、捕獲効率の高い銃猟の方法や、誘引効果の高いわなの種類を選択し、効果的な捕獲を実施する。

ウ 利活用・捕獲残渣処理の推進

・処理加工施設の整備支援：農業局

被害を及ぼすニホンジカやイノシシ等の捕獲個体を、地域資源としてジビエ(捕獲した鳥獣を利用した食肉)等に利用するため、処理加工を行う施設整備を支援する。

事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金(整備事業)【食と農の振興課】

(事業内容)

・被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉利用又は焼却する施設等の整備について、各市町及び協議会に対し、経費の一部を助成する。

・衛生的な処理加工技術の指導：農業局

捕獲個体の利活用には、厚生労働省が策定した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」及び県が策定した「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン(ニホンジカ・イノシシ)」に基づき、衛生的な処理加工技術を周知するとともに、消費者等へのPRを行う。

また、処理加工施設や静岡県猟友会、JA、市町職員等を対象に、捕獲した個体の利活用や衛生的な処理加工技術に関する研修会を開催し、ジビエ利用等の普及を促進するとともに、衛生管理技術に関する人材を育成する。

さらに、平成30年度に国が制定した「国産ジビエ認証制度」の処理加工施設による取得を促進し、消費者のジビエへの安全・安心の認識を高めるようにする。

・野生鳥獣肉の安全性確保:生活衛生局

野生鳥獣肉の取扱いの不備に起因した食中毒や異物混入等の健康被害の発生を防ぎ、安全性を確保するため、取扱者に対して、「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン」に基づき、衛生管理の助言・指導を行う。

また、営業者に対して、各保健所を通じ、食品衛生法に基づく営業施設基準の遵守や、HACCPに沿った衛生管理に対する助言・指導を行う。

さらに、県民に対して、安全に喫食するためには十分に加熱を行うことが必須であること等の正しい知識をホームページ等で周知を図る。

・減容化施設設置による捕獲者等の負担軽減:農業局

捕獲したニホンジカやイノシシ等の個体や解体残渣の処理に係る捕獲者等の負担を軽減するため、円滑かつ衛生的に行う施設整備を支援する。

(2) 被害地での被害防止対策の推進

ア 被害実態等の把握

・(新規)ニホンジカに係る生息頭数の推定方法の精度向上:環境局

目標頭数以上捕獲しても当初計画どおり生息密度が減少しないなどの状況から、推定に用いる生息頭数等の指標等を見直し、推定方法の精度向上を図る。

・販売農家対象の被害額等被害状況調査:農業局

野生鳥獣による農作物の被害防止策を効果的かつ効率的に実施するためには、継続的な被害状況と動向の調査等が必要であることから、販売農家を対象とした鳥獣被害金額及び被害面積等の調査を実施する。

調査名:野生鳥獣による農作物の被害状況報告【食と農の振興課】

(事業内容)

・鳥獣被害金額と被害面積等の調査を行う。

・集落対象の鳥獣被害アンケート調査・被害分布図作成:農業局

令和元年度及び2年度に集落を対象に農作物に対する鳥獣被害に関するアンケート調査を実施した結果、多くの集落で被害が減少していない状況であった。このため、引き続き、アンケート調査を実施し、被害の発生状況や推移を把握するとともに、被害状況を地図上にまとめ、見える化する。

さらに、イノシシによる被害の著しい、県西部地域のミカン畑等では、新たにニホンジカが侵入していることから、ニホンジカの生息状況や被害の実態を把握するため、生産者等へアンケート調査を実施し、目撃や被害が発生した場所の情報を地図上にまとめ、見える化する。

・(新規)南アルプス高標高地でのニホンジカ生息実態調査:環境局

ニホンジカの試験捕獲を効果的かつ効率的に実施するため、試験捕獲前後に、自動撮影による生息状況の撮影及び人工餌による給餌を行い、シカの頭数、群れの構成及び活動する時間帯の調査並びに誘引効果の有無を検証する。

事業名:南アルプス生態系保全事業(南アルプス食害地周辺でのニホンジカの試験捕獲)【自然保護課】

(事業内容)

・自動撮影カメラによる生息状況の調査や人工餌による誘引効果の検証を行う。

・市街地等への出没情報の収集と分析、対策の検討:環境局、水産・海洋局

ニホンジカやツキノワグマ等の大型獣が市街地等へ出没した場合、人身への危害が生じる恐れがあり、地域住民の安全を迅速に確保する必要がある。このため、フローチャートや連絡網を作成して、対応できる者の配置や連絡体制を整備の上、警察や猟友会等と連携し、迅速な対応を行う。

また、市町や地元猟友会、鳥獣保護管理員等と連携し、防災無線やホームページ、広報車による注意喚起(目撃情報、目撃した際の対応の周知)や、周辺のパトロール、誘引物の除去等を実施する。

万が一、出没した場合は、市街地では銃の使用が禁止されているため、市町の麻醉銃猟許可申請(県農林事務所許可、各警察署を通じ公安委員会の同意)により技術支援機関が麻醉銃で確保し、処理する。

さらに、カワウについては、生息・被害状況を関係者間で共有するため、引き続き、専門家、県内関係団体等から構成される「静岡県カワウ食害防止対策検討会」を開催し、より効果的かつ効率的な対策を協議、検討する。

・近隣都府県との情報共有・対策の検討:環境局、水産・海洋局

ニホンジカやカワウについては、県境を越えて移動するため、ニホンジカについては、富士箱根伊豆国立公園を所管する環境省、国有林を管理する森林管理署及び隣接する神奈川県で構成する「箱根地域ニホンジカ対策ワーキングチーム」を主催し、箱根山地域における行動や被害に関する情報を共有する。

また、カワウについては、引き続き、「関東カワウ広域協議会」及び「中部近畿カワウ広域協議会」に参画して、情報交換を行い、県内における個体数の管理や対策の実効性を高める。

イ 侵入防止柵の設置等防除推進

・市町の被害防止計画に基づく侵入防止柵設置等の支援:農業局

侵入防止柵は、野生鳥獣による農作物被害の防止効果が高いことから、市町の被害防止計画に基づく設置について支援する。

事業名:鳥獣被害防止総合対策交付金(整備事業)【食と農の振興課】
(事業内容)

- ・各市町及び協議会が行う侵入防止柵(電気柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵等)の整備に対し、経費の一部を助成する。

・(重点)農地、造林地等への侵入防止柵設置等の支援:農地局、森林・林業局

中山間地域を中心としたニホンジカやイノシシ、サル等による農作物の食害や農業施設の破損等に対し、侵入防止柵の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理等を実施する。

事業名:中山間地域総合整備事業【農地保全課】
(事業内容)

- ・国の補助事業を活用し、振興山村等の条件不利な地域を対象に、農業の生産基盤整備等と合わせ、農地への侵入を防止するための侵入防止柵(電気柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵等)を設置する。

事業名:県単独鳥獣害防止対策事業【農地整備課】

(事業内容)

- ・農地への侵入を防止するための防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵等）の設置に対し、市町や土地改良関係団体等に助成する。

事業名:多面的機能支払交付金【農地保全課】

(事業内容)

- ・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や補修、鳥獣緩衝帯の整備・保全管理のための活動等に対し、経費の一部を助成する。

また、造林地において植栽木に対するニホンジカ等による食害被害が発生し、侵入防止対策が必要であるため、侵入防止柵の設置等を促進する。

事業名:造林事業費【森林整備課】

(事業内容)

- ・人工造林と一体的に整備する侵入防止柵等の付帯施設整備費用を助成する。
- ・鳥獣害防止森林区域における既設の侵入防止柵等の付帯施設の改良や嵩上げ費用を助成する。

・南アルプスお花畑での侵入防止柵の設置:環境局

南アルプスの希少な高山植物群落を保全し、次世代に継承するため、ニホンジカの侵入防止柵の設置や維持管理に取り組む。

ウ 被害地管理の体制整備支援:農業局

・(新規)戦略的対策を実施する市町への支援

集落を対象とした鳥獣被害アンケート調査によると、多数の集落で野生鳥獣による被害が大きいと回答しており、より戦略的な対策が必要であるため、令和7年度末までに被害防止対策を優先的に実施する地域(モデル地区)を、18市町で設定し、その取組を支援するとともに、周辺地域へ普及することで、地域全体での被害を防止する。

事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金(県推進事業)【食と農の振興課】
(事業内容)

- ・実施体制の整備、広域捕獲活動(有害捕獲)、新技術実証・普及活動、人材育成活動、ジビエ等の利用拡大に取り組む。

・(重点)鳥獣被害対策実施隊の設置・活動支援

鳥獣被害防止特措法第9条に規定する「鳥獣被害対策実施隊」を設置し、侵入防止柵の整備や市町の被害防止計画に基づき捕獲を支援する。

事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金(推進事業)【食と農の振興課】
(事業内容)

- ・「鳥獣被害対策実施隊」(令和3年末現在、26市町に設置)が行う以下の活動について助成する。
 - 捕獲
 - 農業者への助言指導
 - 侵入防止柵の設置
 - 追い払い活動
 - 生息・被害調査
 - 緩衝帯の設置 等

(3) 管理対策の実効性確保

ア 担い手の確保・強化

・(重点)捕獲の担い手確保・育成：環境局

狩猟者の高齢化(H30は狩猟者の約6割が60歳以上)が進展する一方、捕獲に対するニーズの高まりから、捕獲の担い手確保と捕獲効率の向上が求められている。このため、引き続き、狩猟免許試験の回数を年1回から2回とし、受験機会の拡大を図るとともに、狩猟免許試験の取得を目指す大学生等を対象にした予備講習会を開催し、若年層の免許取得を促進し、担い手を確保する。

狩猟免許試験回数 2回／年

また、安全かつ効率的に捕獲できる技術を持った狩猟者を確保するため、捕獲スキルに応じた研修会を企画・開催する。

さらに、静岡県猟友会が取り組む、狩猟者の確保育成や狩猟事故防止の取組を支援する。

事業名：管理捕獲等担い手育成研修【自然保護課】

(事業内容)

・捕獲スキルに応じた以下の研修会を企画・開催する。

- 初級者研修(銃・わな猟の基礎的研修) 1回／年
- 中級者研修(わな猟による捕獲技術研修) 2回／年
- スペシャリスト研修(認定鳥獣捕獲等事業者研修) 1回／年
- 学生向け狩猟免許試験予備講習 1回／年

・「認定鳥獣捕獲等事業者」認定による捕獲体制の強化：環境局

管理捕獲や有害鳥獣捕獲は、趣味の狩猟者によるボランティアな活動に依存しており、より計画的かつ組織的な鳥獣の捕獲等を確実に推進していくため、捕獲に関する必要な技能及び知識を有する法人を「認定鳥獣捕獲等事業者」に認定し、捕獲体制の強化を図る。(参考、表8及び9)

(参考)「認定鳥獣捕獲等事業者制度」

鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、都道府県知事が認定する制度。

表8 認定を受けるための要件等

要件等	内 容
必要な実績	過去3年以内に法人としての捕獲等の実績があること
捕獲従事者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・猟法ごとに原則4人以上(装薬銃を使用する場合は事業従事者10人以上) ・狩猟免許・銃所持許可(銃による場合)の取得 ・安全管理講習・技能知識講習の修了(安全管理講習5時間以上、技能知識講習5時間以上) ・捕獲従事者の半数以上の救急救命講習の受講 ・損害賠償保険への加入(賠償額：銃猟1億円、わな・網猟3,000万円以上)
認定のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲許可及び従事者証の交付を受けることができる。 ・捕獲従事者の狩猟免許更新時の適正試験が免除可能となる。 ・捕獲従事者に係る狩猟税が免除される等。
認定状況	全国156事業者(令和3年9月1日現在)、静岡県6事業者

表9 認定鳥獣捕獲等事業者制度の県認定の状況

(令和4年3月末現在)

事業者名	認定年月日	更新年月日
有限会社 高山興業	H28年4月26日	H31年4月26日
株式会社 いしい林業	H28年12月6日	R元年12月6日
一般社団法人 静岡県猟友会	H29年4月24日	R2年4月24日
特定非営利活動法人 若葉	H29年5月12日	R2年5月12日
特定非営利活動法人 天城の森フォレストーズ倶楽部	H29年11月24日	R2年11月24日
特定非営利活動法人 Roots Japan	H30年1月4日	R3年1月4日

・鳥獣被害対策総合アドバイザーの養成

地域において、総合的な被害防止対策を組み立て、指導できる人材を「鳥獣被害対策総合アドバイザー」として養成するため、農林業者、猟友会会員、鳥獣被害対策実施隊員、JA及び市町等の職員を対象に、野生鳥獣の生態や被害防止対策等の知識・技術を習得する研修を実施する。

鳥獣被害対策総合アドバイザー 602人(R3)⇒ 686人(R7)

イ 捕獲、防除に係る技術等開発：環境局、農業局、水産・海洋局

・(新規)削減効果の高い新技術の実証と導入

わなを逃れて生き延びた警戒心が強いニホンジカを捕獲する技術を開発、実証し、現場への導入を図り、捕獲圧を強化する。

また、ノウサギについては、人工林の主伐・再生林の促進により、過去の拡大造林時代(1960～70年代)の経験から、今後、増加することが予想されるため、被害防除効果の高い捕獲技術を開発、実証し、現場への導入を図る。

さらに、カワウについては、銃器を使用して捕獲を図ることにより、銃器の使用が認められていない地域へのねぐらの移動を誘発するケースが増加しているため、アユ等の放流量の多い河川上流にあるねぐらやコロニーをひも張り等により海側に寄せていく手法や、コロニーの中にドライアイスを投入し、卵を死滅させる手法等に取り組む。

事業名：水産業活性化対策事業費補助金(カワウ食害防止対策事業・検討会事業)【水産資源課】

(事業内容)

・専門家等を交え、より効果的・効率的な捕獲技術の実証を行うとともに、現場にアドバイザーを招き、対策を実施する。

・(新規)効果的な侵入防止柵の改良・開発

イノシシによる被害地において、新たにニホンジカが侵入し、目撃や被害に関する報告が増加していることから、既存のイノシシ用電気柵にネット柵等を組み合わせた両種に有効な侵入防止柵を開発する。

また、人工造林地に必要なニホンジカとノウサギの両種に有効な侵入防止柵を開発する。

・(新規)DXを活用した捕獲技術の実証

個体数の削減効果が高いメスジカの捕獲割合を高めるため、GPSを装着し、行動追跡したメスジカから得られた位置情報をGISにより分析し、捕獲しやすい場所や時期ほか、植生、地形、道路等の条件を解明する。

また、携帯無料アプリによる捕獲位置情報から、メスジカの捕獲が多い場所や時期等の条件をGISで分析、解明し、そこに集中的にわなを掛けることでメスジカの捕獲を促進する。

さらに、ドローンに搭載した赤外線カメラの画像により、今まで把握できなかったニホンジカの行動を把握し、既存の3次元点群データと組み合わせ、捕獲の適地を新たに抽出し、捕獲戦略に活用する。